

広島県告示第三百十一号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

屋田越地区

一 所在地

廿日市市物見東一丁目

二 海岸名

広島県広島沿岸大野海岸屋田越地区海岸

三 区域

昭和三十四年広島県告示第二百二十七号に掲げる区域